

釧路市

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年12月

目次

I	はじめに.....	1
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	3
2	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	4
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点.....	5
4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定.....	6
5	対策推進のための役割分担.....	7
6	市行動計画の主要6項目.....	9
	(1) 実施体制.....	9
	(2) 情報提供・共有	10
	(3) まん延防止.....	11
	(4) 予防接種.....	11
	(5) 医療.....	13
	(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	14
7	発生段階.....	14
III	各段階における対策.....	17
	未発生期.....	17
	(1) 実施体制.....	17
	(2) 情報提供・共有	17
	(3) まん延防止.....	18
	(4) 予防接種.....	18
	(5) 医療.....	19
	(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	19
	海外発生期.....	20
	(1) 実施体制.....	20
	(2) 情報提供・共有	20
	(3) まん延防止.....	21
	(4) 予防接種.....	21
	(5) 医療.....	21
	(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	21
	国内発生早期.....	22
	(1) 実施体制.....	22
	(2) 情報提供・共有	22
	(3) まん延防止.....	23
	(4) 予防接種.....	23
	(5) 医療.....	24

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	24
国内感染期.....	25
(1) 実施体制.....	25
(2) 情報提供・共有	26
(3) まん延防止	26
(4) 予防接種.....	26
(5) 医療.....	27
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	27
小康期.....	28
(1) 実施体制.....	28
(2) 情報提供・共有	28
(3) まん延防止	29
(4) 予防接種.....	29
(5) 医療.....	29
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	29
付属資料（用語解説）	30

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されます。

また、未知の感染症である新感染症の中には、感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、国では、これらが発生した場合、国家の危機管理として対応する必要があるとし、平成 24 年 5 月に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）を制定しました。

特措法は、病原性の高い新型インフルエンザや、これと同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、国や地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務とともに、新型インフルエンザ等の発生時や緊急事態が生じた際の措置等を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図る根拠となっています。

2 国における取組の経緯

国では、特措法の制定以前である平成 17 年（2005 年）に、新型インフルエンザに係る対策として、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じた「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、以後、数次の部分的な改定を経た後、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号。）」に基づき新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成 21 年（2009 年）2 月に同計画を改定しました。

同年 4 月、メキシコで確認された新型インフルエンザ（A/H1N1）が世界的な大流行となり、我が国でも発生後 1 年余で約 2 千万人がり患したと推計されていますが、入院患者数は約 1 万 8 千人、死亡者数 203 人、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較し低い水準にとどまりました。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザにおいても一時的・地域的に医療資源や物資のひっ迫等が見られたことから、これへの対策実施を通じて、実際の現場での運用等について得られた多くの知見や教訓を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザの発生とそのまん延に備えるべく、平成 23 年（2011 年）9 月に再度同計画を改定しました。

さらに、新型インフルエンザ対策の実効性を高めるため、平成 24 年（2012 年）5 月に前述の特措法を制定し、同法第 6 条に基づき、平成 25 年（2013 年）6 月には新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を定めた「新型インフルエンザ

等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成しました。

3 北海道における取組の経緯

道では、国が平成 17 年（2005 年）に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したことを受け、同年 12 月に「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」を策定するとともに、平成 21 年（2009 年）5 月には、国が行動計画を全面的に見直したことを踏まえ、道の行動計画の抜本的改定を行いました。

また、平成 25 年（2013 年）10 月には、特措法第 7 条に基づき政府行動計画を基本とした、「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「道行動計画」という。）を作成しました。

4 市行動計画の作成

市は、特措法第 8 条に基づき、政府行動計画及び道行動計画を基本とした「釧路市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成しました。市行動計画は、釧路市における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を定めるとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性の低い場合等様々な状況に対応できるように、対策の選択肢を示すものです。

なお、市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりです。

- 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

また、市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて改定する政府行動計画や道行動計画に対応して、必要な変更を行うこととします。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

Ⅱ-1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であるとしています。また、世界のどこかで新型インフルエンザ等が発生した場合、我が国への侵入は避けられないと考えられ、病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与え、医療提供のキャパシティも超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、対策を講じていく必要があるとしています。

市としても、国や道と緊密に連携し、次の2点を主たる目的として対策を進めます。

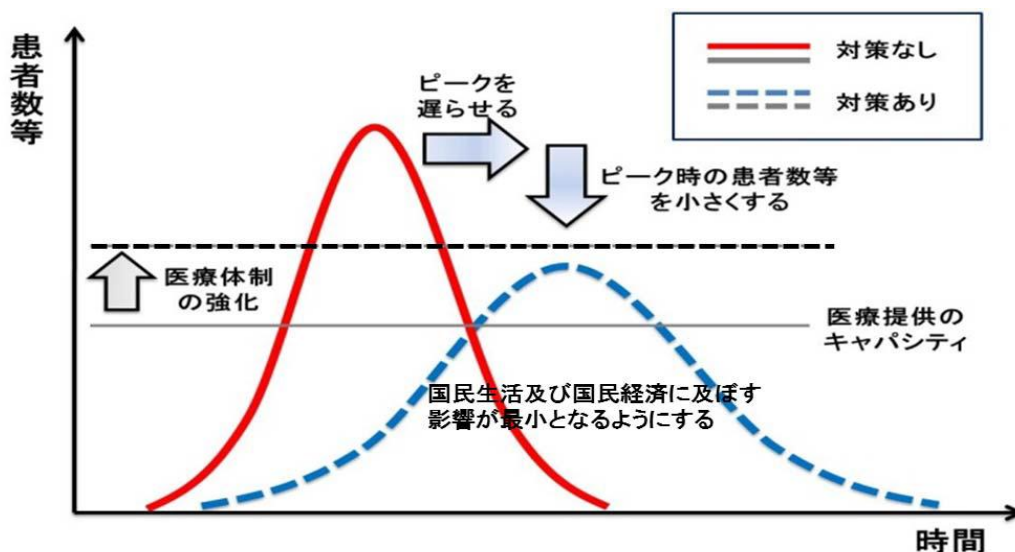
1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保します。
- 流行のピーク時の患者数等を極力少なくして医療体制への負荷を軽減し、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることで、適切な医療の提供を確保します。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

- 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らします。
- 業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供及び市民生活・市民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

<対策の効果 概念図>



Ⅱ-2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

(1) 状況に応じた柔軟な対応

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないとしています。また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしています。

国としては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、地理的な条件、大都市への人口集中や交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴といった国民性等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせバランスのとれた戦略の構築を目指すこととし、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立するとしています。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画や政府ガイドライン等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定することとしています。

市としても、こうした国の基本的考え方を踏まえながら、政府行動計画や道行動計画に即した新型インフルエンザ等対策に取り組むこととします。

(2) 発生段階に応じた対応

ア 未発生期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、地域における医療体制の整備への協力、予防接種体制の整備、市民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行います。

イ 海外発生期

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提に対策を講じます。

ウ 国内発生早期

感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講じます。

エ 国内感染期

国、道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がありますが、社会が緊張し、様々な事態が生じることが想定されます。予期せぬ状況も念頭におきつつ、社会の状況を的確に把握し臨機応変に対処します。

(3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、特措法に基づき、不要不急の外出自粛等や施設の使用制限等の要請、各事業者にお

ける業務縮小等による接触機会の抑制といった医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせ総合的に行うことが必要です。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもとより、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策について積極的に検討することが求められます。

また、従業員のり患等により、一定期間事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも重要です。

(4) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、道、市や指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要となります。

Ⅱ-3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生に備えるとともに、発生時には、特措法その他の法令及び市行動計画等に基づき、国、道及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととします。この場合において、次の点に留意します。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令を根拠として、不要不急の外出の自粛要請や、学校、興行場等の使用制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用など、市民の権利と自由に制限が加わる場合が想定されます。

その制限は、新型インフルエンザ等対策を実施する上で必要最小限のものとすることや、実施に当たっては基本的人権を尊重し、市民に対して十分な説明を行った上で理解を得ることを基本とします。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のため、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生した際、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の効果の有無等により、緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、全ての場合においてこれらの措置を講じるものではないことに留意します。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

釧路市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部及び北海道対策本部と相互に緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。また、必要な場合、特措法第 36 条第 2 項に基づき、市対策本部長から北海道対策本部長に対して総合調整を行うよう要請します。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表することとします。

Ⅱ-4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

新型インフルエンザ発生時の流行規模は、発生した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、これを完全に予測することは不可能ですが、政府行動計画では、有効な対策を検討する上で、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に被害想定を示しており、全国の総人口に占める釧路市の人口比（0.14%）を基に、市の被害を想定すると次のようになります。

○ 全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、全国では約 1,300 万人～約 2,500 万人、北海道では約 55 万 9 千人～約 107 万 5 千人、市では約 1 万 8 千人～約 3 万 5 千人と推計されます。

○ 入院患者数及び死亡者数については、過去に世界で大流行したインフルエンザ等のデータを使用し、アジアインフルエンザ等重症度が中等度（致死率 0.53%）の場合は、入院患者数の上限は、全国では約 53 万人、北海道では約 2 万 3 千人、市では約 750 人、死亡者数の上限は、全国では約 17 万人、北海道では約 7 千人、市では約 240 人となります。

スペインインフルエンザ等重症度が重度（致死率 2.0%）の場合は、入院患者数の上限は、全国では約 200 万人、北海道では約 8 万 6 千人、市では約 2,800 人、死亡者数の上限は、全国では約 64 万人、北海道では約 2 万 8 千人、市では約 900 人となると推計されます。

なお、政府行動計画では、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗

インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要があるとしています。

また、被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととしています。

<新型インフルエンザ等の被害想定>

	全国		北海道		釧路市	
医療機関 受診患者数	1,300万人～ 2,500万人		559,000人～ 1,075,000人		18,000人～ 35,000人	
重症度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	530,000人	2,000,000人	23,000人	86,000人	750人	2,800人
死亡者数	170,000人	640,000人	7,000人	28,000人	240人	900人

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

政府行動計画では、新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論がありますが、以下のような影響が一つの例として想定されるとしています。

- 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患します。
り患者は1週間から10日間程度り患し、り患した従業員の大部分は一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰します。
- ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もっても5%程度と考えられますが、従業員自身のり患のほか、家族の世話や看護等（学校・保育所等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養等による）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

II-5 対策推進のための役割分担

対策を推進するため、政府行動計画に基づき、各関係機関は次の役割を担います。

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するとともに、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究

の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部のもとで基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きながら対策を進めます。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

【北海道】

道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応に努めます。

【市】

市は、住民に最も近い行政単位として、市民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、道や近隣の市町村と緊密な連携を図り、的確に対策を実施することが求められます。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められます。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定や地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。

医療機関は、診療継続計画に基づき、相互の連携のもと、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療の提供に努めるものとします。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

(5) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

(6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

(7) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザと同様、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践し、また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

II-6 市行動計画の主要6項目

市行動計画では、政府行動計画及び道行動計画に合わせ、各段階ごとに(1)実施体制、(2)情報提供・共有、(3)まん延防止、(4)予防接種、(5)医療、(6)市民生活及び市民経済の安定の確保の6つの分野に分けて対策を進めます。

(1) 実施体制

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理として取り組む必要があるとしています。

このため、国、地方公共団体、事業者が相互に連携し取り組むことが必要であり、市としても関係機関・団体が一体となった対策を進めるよう努めます。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、釧路市新型インフルエンザ等対策庁内連

絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）の枠組み等を通じて事前準備の進捗を確認するとともに、庁内関係部局が連携し、発生時に備えた準備を進めます。

新型インフルエンザ等が海外で発生し、国及び道が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合、市は庁内連絡会議を開催し、国や道からの情報収集に努め、国内での新型インフルエンザ等が発生した場合の各種対策について検討します。

新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められ、特措法に基づき、政府対策本部による緊急事態宣言が行われた場合は、市長を本部長とする市対策本部を設置し、庁内関係部局と関係機関が一体となり、必要な措置を講じます。

（２）情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解のもと、国、道、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基にした適切な行動をとるためには、対策の全ての段階、分野において、相互のコミュニケーションが必須となります。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応に留意します。

イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であると考えられることから、外国人、障がいのある方など情報が届きにくい人にも配慮するなど、受取手に応じた情報提供のため、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速な情報提供に努めます。

ウ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果等を、市民のほか、道等と連携して医療機関、事業者等に提供します。

特に、学校や保育所等は集団感染が発生しやすく、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会をはじめとする関係部局とも連携し、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していきます。

エ 市民の情報収集の利便性の向上

政府行動計画では、国は、関係省庁の情報、地方公共団体の情報、指定公共機関の情報などを、必要に応じて集約し、総覧できるサイトを開設するとしていることから、市としても市民の情報収集の利便性の向上のため、国が開設するサイトを活用します。

オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、国や

道が行う情報提供に合わせるなど情報を集約して一元的に発信し、市民に対する適切な情報提供体制の構築に努めます。

(3) まん延防止

ア まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保し、また、流行ピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に抑えることにつながります。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種など複数の対策を組み合わせで行いますが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて実施する対策の決定をし、また、実施している対策を縮小あるいは中止します。

イ 個人における対策

道では、道内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等感染症法に基づく措置を行います。市は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力するとともに、市民に対しては、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。また、道では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行います。市は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力します。

ウ 地域・職場における対策

道内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染予防策等季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施するよう周知します。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、道が必要に応じ、施設の使用制限の要請等（特措法第45条第2項及び第3項）を行います。市は、道からの要請に応じ、その取組等に適宜協力します。

(4) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させるとともに入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

市は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめ、また、市内における医療やライフライン等社会機能維持のため、特措法第28条に基づく特定接種や特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づく住民へ

の予防接種を行います。

ア 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

(ア) 特定接種の対象となり得る者

- a. 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- b. 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- c. 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

(イ) 特定接種の接種順位について

特定接種を実施するにあたっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、次の順とすることが基本とされています。

- a. 医療関係者
- b. 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- c. 指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- d. それ以外の事業者

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合の接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項については、国の基本的対処方針により決定されるとともに、接種すべきワクチンについても状況に応じて決定されることとなります。

(ウ) 実施体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については国を実施主体とし、また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については市を実施主体として、原則集团的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ります。

イ 住民接種

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行います。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく予防接種を行います。

住民接種の接種順位については、政府行動計画では、対象者を以下の 4 つの群に分類し、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報や発生時の状況に応じ決定することとして

います。

(ア) 対象者の区分

- a. 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- b. 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c. 成人・若年者
- d. 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者（65歳以上の者）

(イ) 接種体制

住民接種については、市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、道や医療関係者等の協力を得ながら接種体制の構築を図ります。

<住民接種の概要>

	緊急事態宣言が行われている場合	緊急事態宣言が行われていない場合
対象者	全国民	
特措法上の位置づけ	第46条 (住民に対する予防接種)	
予防接種法上の位置づけ	第6条第1項 (臨時接種)	第6条第3項 (新臨時接種)
接種の勧奨	あり	あり
接種の努力義務	あり	なし
実施主体	市町村	
接種方式	原則として集団的接種	
自己負担	なし	あり（低所得者を除き実費徴収可）

(5) 医療

新型インフルエンザ等の発生は、全国的かつ急速なまん延や、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれにつながり、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で不可欠な要素です。また、健康被害を最小限にとどめることは、市内の社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されま

すが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要です。

道内における医療提供体制の確保やまん延防止については、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体である道が中心となって行うことから、市は道からの要請に応じてその対策に協力します。

（6）市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの国民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われていています。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。

このため、市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響が最小限となるよう、特措法に基づき事前に十分な準備を行うとともに、市民や市内の事業者に対し、事前の準備を十分行う必要がある旨の周知に努めます。

II-7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を事前に定めておく必要があります。

市行動計画では、政府行動計画で示されている発生段階を引用しますが、国全体での発生段階の移行については、WHO（国際保健機構）のフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定するとされています。

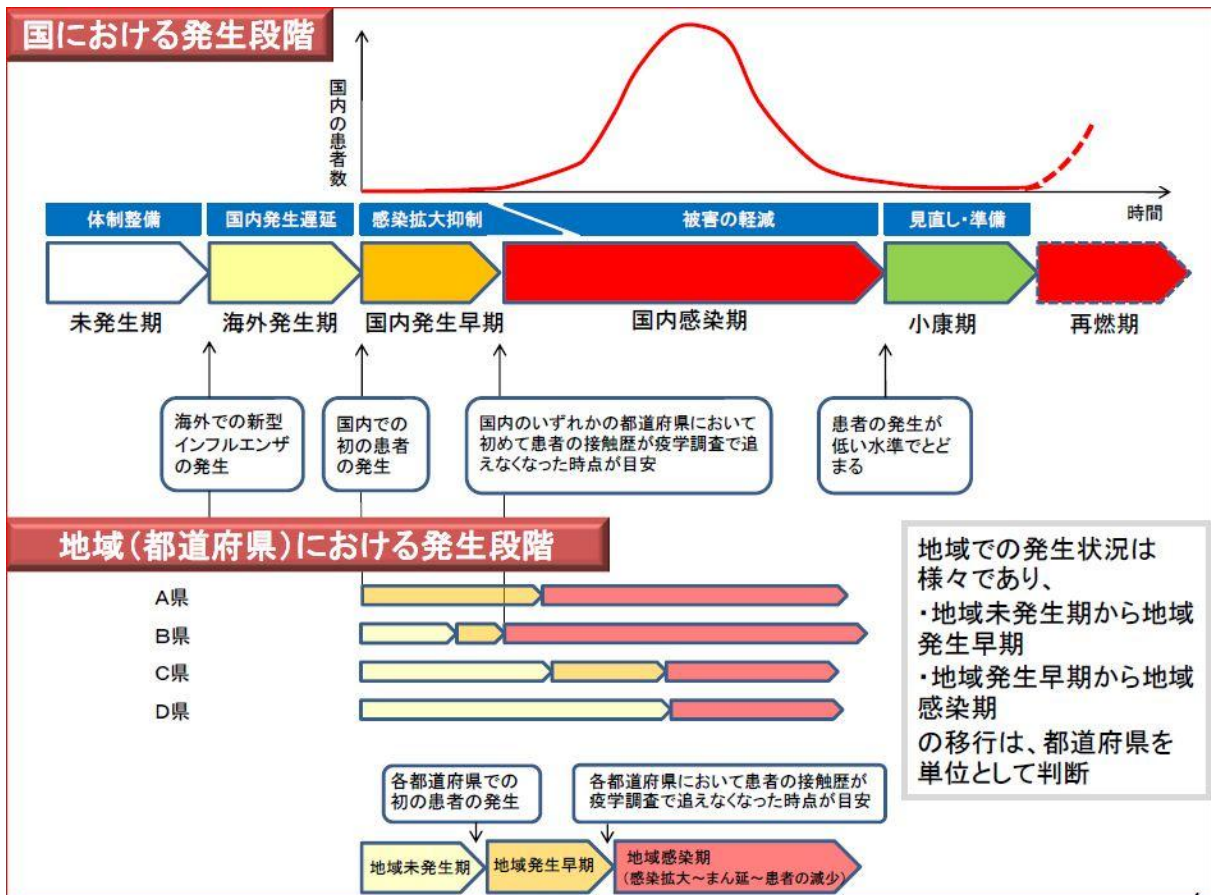
地域での発生段階は、国と協議の上で、道が判断することとされており、本市においては、市行動計画で定められた対策を国や道が定める段階に応じて実施することとします。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要です。

＜発生段階＞

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	<p>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・ 地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・ 地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・ 地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） <p>※ 感染拡大～まん延～患者の減少</p>
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞



(参考) 新型インフルエンザにおける政府行動計画の発生段階と WHO におけるインフルエンザのパンデミックフェーズの対応表

政府行動計画の発生段階	WHO のフェーズ
未発生期	フェーズ 1、2、3
海外発生期	フェーズ 4、5、6
国内発生早期	
国内感染期	
小康期	ポストパンデミック期

Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、また、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施することとします。

対策の実施方法等については、政府ガイドラインを参考にします。

1 未発生期

状態：

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的：

- ・ 発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、行動計画等を踏まえ、国や道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進します。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。

(1) 実施体制

(1)-1 釧路市行動計画の作成

特措法の規定に基づき、政府行動計画及び道行動計画を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直します。(こども保健部)

(1)-2 体制の整備及び国・道との連携強化

- ① 市における取組体制を整備・強化するために、庁内連絡会議を開催し、初動対応体制の確立や発生時に備えた市の業務継続計画の策定・見直し等を行います。(全庁)
- ② 国や道と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練の実施に努めます。(こども保健部、関係部局)

(2) 情報提供・共有

(2)-1 情報収集

国や道が発信する新型インフルエンザ等対策に関する情報の収集に努めます。(こども保健部)

(2)-2 継続的な情報提供

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、国や道と連携しながら各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行います。(こども保健部、関係部局)
- ② マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。(こども保健部)

(2)-3 体制整備等

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること)や、媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておきます。(こども保健部、関係部局)
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制の整備に努めます。(こども保健部)
- ③ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制の構築に努めます。(こども保健部)
- ④ 国や道からの要請に基づき、市民からの相談に応じるため、相談窓口の設置準備を進めます。(こども保健部)

(3) まん延防止

(3)-1 個人における対策の普及

- ① 市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。(こども保健部)
- ② 市民に対し、自らの発症が疑わしい場合は、保健所等に設置される「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えることやマスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について、理解促進を図ります。(こども保健部)
- ③ 道が実施する新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策について、市民の理解促進を図ります。(こども保健部)

(3)-2 地域対策・職場対策の周知

- ① 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行います。(こども保健部)
- ② 新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について、周知を図るための準備を行います。(こども保健部)

(4) 予防接種

(4)-1 基準に該当する登録事業者の登録

国からの要請に基づき、登録事業者に対する登録作業に係る周知及び国が実施する登録事業者の登録に協力します。(こども保健部)

(4)-2 接種体制の構築

【特定接種】

国や道からの要請に基づき、特定接種に係る接種体制の構築に努めます。(こども保健部)

【住民に対する予防接種】

- ① 国や道の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図ります。(こども保健部)
- ② 国や道の協力を得ながら、円滑な接種の実施のために、本市以外の市町村における接種を可能にするよう努めます。(こども保健部)
- ③ 速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考に、国や道、釧路市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めます。(こども保健部、関係部局)

(5) 医療

道では、二次医療圏を単位とし、道立保健所を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、指定(地方)公共機関を含む地域の中核的医療機関(公立病院等)や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を活用するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備に努めることとしており、市は必要な協力をします。(こども保健部)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6)-1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

地域感染期における高齢者、障がい者などの要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に応じて、道と連携し要援護者の把握とその具体的手続きについて検討します。(こども保健部、関係部局)

(6)-2 火葬能力等の把握

道と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討するとともに、火葬を円滑に行うための体制を整備します。(関係部局)

(6)-3 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、または施設及び設備の整備に努めます。(こども保健部、関係部局)

2 海外発生期
<p>状態：</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
<p>目的：</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内発生に備えて体制の整備を行う。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 対策の判断に役立てるため、国や道などを通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。 2) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての確かな情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促します。 3) 国内発生をできるだけ遅らせるために国が実施する検疫等に協力するとともに、医療機関等への情報提供、市民生活及び市民経済の安定のための準備を進め、道内発生に備えた体制整備に努めます。

(1) 実施体制

(1)-1 体制の強化等

- ① 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、国や道の動向を見極めながら必要な情報収集に努めるとともに、必要に応じ、庁内連絡会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、初動体制等について協議します。(全庁)
- ② 国が感染拡大防止対策等に関する基本的対処方針を決定し、道が対処方針を決定した場合は、市においても、速やかに国や道の方針に基づき必要な措置を講じます。
また、病原体の特性、感染拡大の状況等に応じ、対処方針が変更された場合も、国や道に準じ、必要な措置を講じます。(全庁)

(2) 情報提供・共有

(2)-1 情報提供

国や道が発信する情報を入手するとともに、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、市ホームページ等の各種媒体を活用し、できる限りリアルタイムで市民に情報提供し、注意喚起を行います。(こども保健部、関係部局)

(2)-2 情報共有

国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有により、的確な状況把握に努めます。(こども保健部)

(2)-3 相談窓口の設置

市は、国からの要請に基づき、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を

設置し、国の Q&A 等を参考としながら、適切な情報提供に努めます。(こども保健部)

(3) まん延防止

(3)-1 感染対策の周知

市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を積極的に周知します。(こども保健部)

(3)-2 感染症危険情報の周知

海外で新型インフルエンザ等の発生が確認され、国から感染症危険情報が発出されたときは、国や道と連携しながら海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行うとともに、必要に応じ事業者に対し情報提供等を行います。(関係部局)

(4) 予防接種

(4)-1 特定接種

政府行動計画では、国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報及び社会情勢等の全体状況を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定するとしています。

市は、国が実施する特定接種に協力するとともに、国と連携し、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。(こども保健部)

(4)-2 住民接種

国が発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第 46 条に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の準備を開始したときは、国と連携して、接種体制の準備を行います。(こども保健部)

(5) 医療

道からの要請に基づき、帰国者・接触者外来の受診の周知及び受診勧奨に協力します。(こども保健部)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6)-1 要援護者への対応

新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ情報提供します。(こども保健部、関係部局)

(6)-2 遺体の火葬・安置

国及び道からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。(関係部局)

3 国内発生早期
<p>状態：</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。 <p>【地域未発生期】 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> <p>【地域発生早期】 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 国内での感染拡大をできる限り抑える。 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行います。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、国や道と連携しながら、積極的な感染拡大防止策等を講じます。 医療体制や感染拡大防止策について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行います。 国内感染期への移行に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

(1) 実施体制

- ① 国内において新型インフルエンザ等が発生した場合は、庁内連絡会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、市対策本部設置に向けた準備を進めます。(全庁)
- ② 国が「緊急事態宣言」を行った場合、速やかに市対策本部を設置し、国の基本的対処方針に基づき必要な措置を講じます。(全庁)

【緊急事態宣言】

緊急事態宣言は、国が特措法第 32 条に基づき行うもので、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生ずる事態であることを示します。また、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示されます。

(2) 情報提供・共有

(2)-1 情報提供

- ① 国や道が発信する情報を入手するとともに、利用可能なあらゆる媒体を活用し、市民に

対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の実施主体、道内や市内で発生した場合に必要な対策等について、できる限りリアルタイムで市民に情報提供し、注意喚起を行います。（こども保健部、関係部局）

- ② 市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診方法等）を周知します。（こども保健部、関係部局）

(2)-2 情報共有

国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、的確な状況把握に努めます。（こども保健部）

(2)-3 相談窓口の体制充実・強化

国からの要請に基づき、相談窓口体制の充実強化を図ります。また、国から Q&A の改定版が発出された場合、速やかに相談対応に活用します。（こども保健部）

(3) まん延防止

市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を積極的に周知します。（こども保健部）

【緊急事態宣言がされている場合】

緊急事態宣言がされている場合には、上記対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

- ① 道が、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、生活の維持に必要な場合を除き、期間を定めてみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底の要請を行う場合、これに協力します。（こども保健部）
- ② 道が、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合、これに協力します。（こども保健部、関係部局）
- ③ 道が、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う場合、これに協力します。（こども保健部、関係部局）

(4) 予防接種

- ① パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国が示す接種順位により、関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、国の求めに応じ、接種に関する情報提供を開始します。（こども保健部）
- ② 接種の実施に当たっては、国及び道と連携して、学校など公的施設を活用するほか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行います。

【緊急事態宣言がされている場合】

国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施します。（こども保健部）

(5) 医療

道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国・道からの要請に応じ、帰国者・接触者外来や医療機関の周知に協力します。(こども保健部)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

道等からの要請に応じ、事業者に対する従業員の健康管理の徹底、職場における感染予防策や市民への消費者としての適切な行動の呼びかけ等の取組に協力します。(こども保健部、関係部局)

【緊急事態宣言がされている場合】

緊急事態宣言がされている場合には、上記対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

① 水の安定供給

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。(関係部局)

② 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国及び道と連携しながら、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。(関係部局)

4 国内感染期	
状態：	<ul style="list-style-type: none"> ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。 <p>【地域未発生期】 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> <p>【地域発生早期】 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> <p>【地域感染期】 道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。</p>
目的：	<ol style="list-style-type: none"> 1) 健康被害を最小限に抑える。 2) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方：	<ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。 2) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。 3) 欠勤者の増大が予測されますが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努めます。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう努めます。 4) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数の抑制により、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。 5) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

(1) 実施体制

(1)-1 基本的対処方針の変更

庁内連絡会議において、情報の集約・共有・分析を行い、国が国内感染期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、道と連携し、速やかに国の方針に沿った対応を行います。（全庁）

(1)-2 緊急事態宣言がされている場合

国により「緊急事態宣言」がなされた場合、速やかに市対策本部を設置し、国の基本的

対処方針を踏まえて市行動計画に基づいた対応を行います。(全庁)

(2) 情報提供・共有

(2)-1 情報提供

- ① 引き続き、国や道が発信する情報を入手するとともに、利用可能なあらゆる媒体を活用し、市民に対して、道内外の発生状況や具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに、できる限りリアルタイムで市民に情報提供します。(こども保健部、関係部局)
- ② 道と連携して、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。また、感染が疑われる場合や患者となった場合の対応(受診方法等)を周知します。(こども保健部、関係部局)

(2)-2 情報共有

国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、的確な状況把握に努めます。(こども保健部)

(2)-3 相談窓口の体制充実・強化

市民からの相談の増加に備え、相談窓口を継続します。また、国から Q&A の改定版が発出された場合、速やかに相談対応に活用します。(こども保健部)

(3) まん延防止

- ① 国や道からの要請に応じ、事業者への感染対策、学校・保育施設等における感染対策、公共交通機関での感染対策等の周知に協力します。(こども保健部、関係部局)
- ② 市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を積極的に周知します。(こども保健部)

【緊急事態宣言がされている場合】

緊急事態宣言がされている場合には、上記対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

- ① 道が、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、生活の維持に必要な場合を除き、期間を定めてみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底の要請を行う場合、これに協力します。(こども保健部)
- ② 道が、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入試試験の延期等)の要請を行う場合、これに協力します。(こども保健部、関係部局)
- ③ 道が、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う場合、これに協力します。(こども保健部、関係部局)

(4) 予防接種

国が示す接種順位により、関係者の協力を得て、接種を継続します。(こども保健部)

【緊急事態宣言がされている場合】

国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施します。(こども保健部)

(5) 医療

(5)-1 在宅で療養する患者への支援

患者や医療機関等から要請があった場合には、道と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。(こども保健部、関係部局)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

道等からの要請に応じ、事業者に対する従業員の健康管理の徹底、職場における感染予防策や市民への消費者としての適切な行動の呼びかけ等の取組に協力します。(こども保健部、関係部局)

【緊急事態宣言がされている場合】

緊急事態宣言がされている場合には、上記対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

① 水の安定供給

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。(関係部局)

② 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国及び道と連携しながら、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。(関係部局)

③ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援

国からの要請に基づき、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。(こども保健部、関係部局)

④ 埋葬・火葬等の特例

- ・道からの要請に応じ、可能な限り火葬場の火葬炉を稼働します。(関係部局)
- ・道からの要請に応じ、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。(関係部局)

5 小康期
<p>状態：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状況。
<p>目的：</p> <p>1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供します。</p> <p>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。</p>

(1) 実施体制

(1)-1 基本的対処方針の変更

国が小康期に入ったことにより、基本的対処方針を変更した場合は、速やかに国の方針に沿った対応を行います。(全庁)

(1)-2 緊急事態解除宣言

国が緊急事態解除宣言を行ったときは、市の対策を見直すなどの所要の措置を講じます。(全庁)

(1)-3 対策の評価・見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、国が実施する政府行動計画、ガイドライン等の見直しを踏まえ、市行動計画の見直しを行います。(こども保健部、関係部局)

(1)-4 市対策本部の廃止

国が、緊急事態解除宣言を行ったときは、市対策本部を廃止します。(全庁)

(2) 情報提供・共有

(2)-1 情報提供

- ① 市民に対して、第一波の終息と、第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供します。(こども保健部、関係部局)
- ② 市民から寄せられた問い合わせ等各種情報をとりまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行います。(こども保健部、関係部局)

(2)-2 情報共有

国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、流行の第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針の伝達を受けるとともに、現場の状況把握を行います。(こども保健部)

(2)-3 相談窓口の体制の縮小

国や道の要請に基づき、相談窓口の体制を縮小します。(こども保健部)

(3) まん延防止

市民に対し、引き続き、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を周知します。(こども保健部)

(4) 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。(こども保健部)

【緊急事態宣言がされている場合】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国及び道と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進めます。(こども保健部)

(5) 医療

道は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すことから、道における対応に適宜協力します。(こども保健部)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

国、道が行う市民や事業者への呼びかけ等に協力します。(こども保健部、関係部局)

【緊急事態宣言がされている場合】

① 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止

国や道と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。(こども保健部、関係部局)

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

○感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

*特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

*第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。

○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が、地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替える。

○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○指定(地方)公共機関

指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

指定地方公共機関とは、都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、当該都道府県の知事

が指定するもの。

○死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等により患って死亡した者の数。

○新型インフルエンザ

新型インフルエンザとは、感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザ等により患った者のうち、死亡した者の割合。

○特定接種

医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、基準に該当する業務に従事する者、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、実施する臨時の予防接種をいう。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定さ

れる新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。）

発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒト等）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能等を総合した表現。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○SARS（重症急性呼吸器症候群）

平成 15 年（2003 年）4 月 3 日、SARS（重症急性呼吸器症候群）は感染症法上の新感染症として位置付けられた。同年 7 月 14 日、世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されてきたため、指定感染症として位置付けられた。同年 10 月 10 日、SARS の一連の状況を契機とした感染症対策の見直しに関する感染症法及び検疫法の一部を改正する法律が成立し、同法において、感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い等の理由から、一類感染症として位置付けられた。なお、現在は二類感染症として位置付けられている。